

(目的)

第 1 条 この要綱は、汚染土壌処理業に関し、土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号。以下「法」という。）、土壌汚染対策法施行令（平成 14 年政令第 336 号）、土壌汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）及び汚染土壌処理業の許可の申請の手続き等に関する省令（平成 21 年環境省令第 10 号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、汚染土壌の適正処理の確保を図り、もって市民の健康を保護することを目的とする。

(汚染土壌処理業者の責務)

第 2 条 汚染土壌処理業の許可を受けた者（以下「処理業者」という。）は、汚染土壌の処理に関する知識の研さん及び自らの資質の向上に努めるものとする。

2 処理業者は、周辺地域の生活環境の保全等に配慮することによって、地域住民との信頼関係の下に汚染土壌処理業務を適正に遂行するものとする。

3 処理業者は、積極的に従業員を技術上必要な研修会に参加させる等従業員の教育に努めるものとする。

(事業計画の周知等)

第 3 条 法第 22 条第 1 項の規定による汚染土壌処理業の許可及び法第 23 条第 1 項の規定による変更許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、許可を申請するに当たり、周辺環境に及ぼす影響に十分配慮するとともに、原則として汚染土壌処理施設の建設等工事の着工前に、次に掲げる者（以下「関係住民等」という。）に対し、事業計画について周知する機会を設けるものとする。ただし、申請の際、既に廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定による産業廃棄物処理施設の許可を受けている施設又は岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例（平成 11 年岐阜県条例第 10 号）第 21 条第 1 項及び第 2 項の規定による小規模産業廃棄物処理施設の届出がなされている施設において、併せて汚染土壌の処理を計画している場合は、この限りでない。

(1) 計画地の敷地境界から 10 メートル以内の土地について、所有権又は賃借権その他の土地を使用する権利を有する者

(2) 計画地の敷地境界から 100 メートル以内の区域（以下「周知地域」という。）に事務所若しくは事業場を有する個人又は法人

(3) 周知地域内において農業又は林業を営む者

(4) 周知地域内に居住する世帯が所属する関係自治会（以下「関係自治会」という。）

(5) 放流水がある場合には、放流地点から 1,000 メートル以内（当該範囲において、放流水が 100 倍に希釈される場合は、当該希釈されるまでの範囲）の河川及び水路の管理者（国及び地方公共団体の長が管理者である場合を除く。）、水利権者（慣行水利権者を含む。）及び漁業権者

(説明会)

第 4 条 申請者は、前条に規定する周知の機会を設けるに当たっては、関係住民等に対して事業計画に関する説明会（以下「説明会」という。）を開催するものとする。

2 説明会は、関係自治会の区域内において開催するものとする。ただし、関係自治会の区域内に適当な場所がない場合は、この限りでない。

3 説明会を開催するに当たっては、多くの関係住民等が参加できるようあらかじめ説明会の開催日、開催場所等について十分な周知を図ることとする。

(必要な検討)

第 5 条 申請者は、関係住民等から事業計画に対し生活環境上の意見が出された場合は、その対応について必要な検討を行うものとする。

(添付書類)

第 6 条 申請者は、許可の申請に当たって、省令第 2 条第 2 項各号に掲げる書類及び図面のほか、次に掲げる項目を記載した書類を添付するものとする。

(1) 説明会の開催日、開催場所、周知方法及び参加者に関する事項

(2) 説明会において説明した事業内容に関する事項

(3) 関係住民等からの意見及び意見に対する申請者の対応状況に関する事項

2 市長は、第4条第3項の周知が十分に行われないうまま説明会が開催されたと認められる場合は、再度説明会を開催するよう申請者に求めることができる。

(現地確認)

第7条 申請者は、設置する汚染土壌処理施設が省令第4条第1号の規定に適合していることについて、現地確認を受けるものとする。

2 申請者は、設置等の工事の主要な段階ごとに、写真等により記録を残しておくものとする。

(維持管理等)

第8条 処理業者は、汚染土壌処理施設における安全を確保するために、法で定める事項のほか、環境省等が示すガイドライン、マニュアル等に適合するように当該処理施設の維持管理等を行うものとする。

(勧告等)

第9条 市長は、申請者又は処理業者に対し、この要綱の施行に必要な限度において、報告を求め、又は必要な勧告をすることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。